

生殖補助医療研究専門委員会（第6回）
ヒト胚研究に関する専門委員会（第7回）
議事録

1. 日時 平成18年9月14日（木）16:00～18:00
2. 場所 学術総合センター特別会議室101・102
3. 出席者
(委員) 笹月主査、安達委員、石原委員、奥山委員、加藤委員、木下委員
後藤委員、鈴木委員、高木委員、中辻委員、町野委員、吉村委員
(事務局) 文部科学省：徳永局長、長野対策官、根本補佐
厚生労働省：大谷局長、村木審議官、千村課長、斎藤補佐、梅澤部長
4. 議事
 - (1) ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る制度的枠組みの検討について
 - ①規制対象として検討する範囲
 - ②ヒト受精胚の作成・利用における研究の目的について
 - ③ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項について
 - ④ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について
 - (2) その他
5. 配付資料
 - 資料1 第4回、第5回委員会 委員のご意見の整理
 - 資料2 ガイドラインの範囲についての整理
 - 資料3-1 検討のためのたたき台（Ⅰ．総論的事項）
 - 資料3-2 検討のためのたたき台（Ⅱ-1．ヒト受精胚の作成・利用における研究の目的について）
 - 資料3-3 検討のためのたたき台（Ⅱ-2．ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項について）
 - 資料3-4 検討のためのたたき台（Ⅱ-3．ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法について）
- 参考1 第4回科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門

委員会／第5回厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する専門委員会議事録

参考2 第5回科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会／第6回厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する専門委員会議事録

参考3 検討事項（たたき台）

参考資料 緑色の紙ファイル
ピンク色の紙ファイル
水色の紙ファイル

6. 議事

【笹月主査】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回の生殖補助医療研究専門委員会と第7回ヒト胚研究に関する専門委員会を開催いたします。

審議に先立ちまして、事務局に異動がありましたので、ご紹介をお願いいたします。

【長野安全対策官】 文部科学省のほうでは、まず局長が前の清水局長から異動になりまして、徳永局長になっております。本日遅れて参る予定になっております。

それから、私、安全対策官を務めております長野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【笹月主査】 よろしく願いいたします。

【齋藤補佐】 厚生労働省側に関しましては、9月1日付で雇用均等・児童家庭局長が、大谷泰夫局長になりました。また、審議官が、雇用均等・児童家庭担当、村木厚子審議官になりました。所用で遅れて参りますが、後ほど局長も審議官もご一緒させていただきます。

それから、母子保健課長が異動になりました。

【千村母子保健課長】 9月1日付で母子保健課長を拝命いたしました千村でございます。よろしく願いいたします。

【笹月主査】 どうぞよろしく願いします。

【齋藤補佐】 それから、もう1名、事務局のほうにこれからご参加いただくということで、国立生育医療センター研究所生殖医療研究部部長の梅澤先生に事務局に加わっていただきました。

【梅澤補佐】 国立生育医療センターの梅澤明弘でございます。委員の先生方にはいろいろな形で接点がございませうけれども、事務局としてお手伝いできればと考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

【笹月主査】 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認などをよろしくお願いいたします。

【根本補佐】 先生方のお手元に生殖補助医療研究専門委員会（第6回）とヒト胚研究に関する専門委員会（第7回）の議事次第の1枚物がございませう。その4ポツの下部のほうでございませうが、今回の配付資料の一覧がございませう。

まず資料1でございませうが、第4回、第5回の委員会の委員のご意見の整理というものでございませう。資料2でございませうが、ガイドラインの範囲についての整理というものが1枚物でございませう。資料3につきましては、1から4までございませうが、3-1が、検討のためのたたき台（総論的事項）でございませう。3-2が、検討のためのたたき台（ヒト受精胚の作成・利用における研究の目的について）というものでございませう。3-3が、同じ検討のためのたたき台でございませうが、ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項についてというものでございませう。3-4でございませうが、同じく、ヒト受精胚の作成・利用のための配偶子・ヒト受精胚の入手方法についてというものでございませう。参考でございませうが、参考1、2は、それぞれ前回、前々回の議事録でございませう。参考3で、検討事項のたたき台ということで、最初のころの会議でお配りさせていただきました資料をおつけしてございませう。

以上でございませう。

【笹月主査】 どうもありがとうございました。

それでは早速審議に入りたいと思いますが、前回までにこの委員会が検討すべき内容、範囲ということをかかり時間をかけて議論いたしました。今回、これまでの議論を集約してまとめまして、今後どのように議論を進めていくかということにつきまして、改めて考え方を整理いたしましたので、事務局よりご説明をお願いいたします。

【千村母子保健課長】 それでは、今ほどご指摘の点につきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。お手元の資料1、第4回、第5回の議事録の抜粋でございませう。それから、資料2、A4横の丸が2つ書いてあるポンチ絵の資料でございませう。この2つの資料を用いましてご説明を申し上げたいと思ひます。

まず資料1の関係でございますが、第4回、第5回ヒト胚委員会におきます委員の先生方からのさまざまなご意見の概要についてでございます。

簡単に私のほうから整理をさせていただきますと、まず第4回の委員会におきましては、この委員会のミッションに関しましていろいろご意見をいただいているところでございます。総合科学技術会議の報告書の中で求められていること、これはヒト受精胚の生殖補助医療研究におきます作用・作成・利用についてのガイドラインを整備することということでございます。ということでありまして、この総合科学技術会議で求められておりますミッションに限定して検討を行うべきというご意見、また、それだけでは不十分であり、研究全体の将来に資する部分が少ないというお考え、ご意見がございました。また、ガイドラインの対象とする生殖補助医療研究とはどこまでか、胚を胎内に戻すことも研究として考えられるのか否かということに関しまして、幾つかのご意見をいただいていたという状況でございます。

第5回目の委員会でございますが、胚の胎内への移植を伴うものについてのご意見ということで、大部分の委員からは、このガイドラインにおいては胚の胎内への移植の議論は含めなくてもよいのではないかというような考え方をお示しいただいているところでありますが、委員の中で含めるべきとお考えの方もいらしたようでございます。この胚の胎内への移植を伴うもの、この扱いに関しましては、こういった委員の先生方の解釈の違いということで、議論はこの後ということになったという状況でございます。

そこで、これを受けまして、議論を少し整理をさせていただいたものが資料2でございます。「ガイドラインの範囲についての整理」というタイトルの横長の資料でございます。改めまして整理しますと、総合科学技術会議から課題として与えられたものにつきましては、ヒト受精胚の生殖補助医療研究における作成・利用についてのガイドラインを整備するというものでありまして、まずはその解決、これがこの委員会の最大の検討事項、優先的に検討すべき事項というふうに考えられると思っております。この総合科学技術会議からの課題及びガイドラインの範囲につきましては、先ほど申し上げましたように、前回、前々回に委員の皆様から幾つかのお考え、解釈についてお示しいただいておりますことから、この場におきましてガイドラインの対象とする範囲について改めまして整理をさせていただきたいと思っております。

この資料にもございますように、ガイドラインの対象とする範囲、これにつきまして

は、生殖補助医療研究に限定するということにいたしまして、生殖補助医療については含めないということをまず再確認させていただきたいと思っております。胚の胎内への移植を行わないものを研究といたしまして、今回のガイドラインの範囲とするという考え方、これは考え方でございまして、一方で胚の胎内への移植を行うもの、これは医療ということで、今回のガイドラインの範囲には含めないという整理をまずさせていただきたいと思っております。

なお、私、この医療というふうに申し上げました部分につきましては、今後、厚生労働省におきまして、その規制のあり方、その他さまざまな点について、必要に応じまして検討を行っていくこととさせていただきたいと思っております。こういったような整理をさせていただきたいと思っております。

【笹月主査】 どうもありがとうございました。

これまでいろんなことを議論してまいりましたが、最終的には総合科学技術会議の言葉にありますように、ヒト胚というのは生命の萌芽であって、人間としての尊厳をもって扱われるべきである。で、ヒト胚を用いた研究はもちろん認めない。ただし、例外として、生殖補助医療に資する研究というものについてはそれを認める。ところが、研究に用いた胚は決して胎内に戻してはいけないということになるわけです。ですから、対象が研究であるというからには、もはや胎内には戻さないということですので、ここでは、言葉がだぶりますけれども、胎内には戻さない研究についてのガイドラインをつくりましょう、あるいは、ヒト胚を用いた研究についてのガイドラインをつくりましょう。で、研究と言ったからには、胎内には戻さないということです。そうすると、今度は、胎内に戻すものは、もはや研究ではありません。これまでも既に行われている医療行為でありますので、このガイドラインの範囲外のことでありますということになります。

そうすると、胎内へ戻す、いわゆる生殖補助医療として行われる胚の作成、それから、そのための精子、卵子の入手、取扱いということは、もちろんこのガイドラインの範囲外ということになります。しかしながら、ヒトの生殖補助医療という、目的は医療行為として取られた精子なり卵子、あるいは、それを用いて作成されたヒト胚というものが、ほんとうに生殖補助医療だけで終わればいいんですけれども、余剰胚をどうするのか。また、そこにはそこでいろんな問題が出てくると思います。ですけれども、それは今回、

この胎内に戻さないというガイドラインを作成し、それが終了したところで、そのような問題をどのようにするのか、どういうガイドラインに委ねるのか、あるいは、既に存在する臨床研究に関するガイドラインというものがありますが、そのレベルで処理できるものなのか、それはそのときにまた議論するというので、この研究を対象としたガイドラインをつくりたい。それ以外のことに関しては、それができたときにもう一度議論いたしましょうということで整理させていただいて、これまで総論的なことをいろいろ、基礎研究、臨床研究、あるいは診療との、臨床との境はどこかとか、いろいろ議論してまいりましたけれども、今回は明確に胚を用いた研究、すなわち、それは決して胎内に戻さない、それに対するガイドラインをつくりたいということで、現実的な各論に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そういうくくりに関しまして、まず委員の先生方のご意見、コメントをお伺いできればと思います。どなたかございませんか。町野先生、何かご意見ございますか。

【町野委員】 結構です。

【笹月主査】 それでは、そういうくくりで、この絵にあります研究というところを対象としたガイドラインでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題といたしまして、事務局が検討のためにたたき台を用意していただいておりますので、具体的な検討に関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【長野安全対策官】 それでは、資料3-1に基づきましてご説明申し上げます。

まず資料3-1、検討のためのたたき台（総論的事項）でございますが、これにつきましては、以前の委員会のほうで事務局から出してあります検討事項たたき台ということで、今回は参考3でお配りしておりますけれども、その全体の中での1番目、総論的事項というところに入っております。それでは、資料3-1でご説明申し上げます。

まず1番目としまして、これは大もとのところなんですけれども、何を規定することとなるかということで、その整理としては、まず1つ目としては、研究実施に当たって研究機関及び研究者が遵守すべき事項ということになるかと思っております。もう1つが、研究実施のための手続きということになるかと思っております。

この研究実施のための手続きというところにかかるわけですけれども、2番目としまして、国の関与のあり方について、どのように考えるかということでございますが、そ

の国の関与のあり方として、1つ目の選択としては、研究実施のための手続きに、国が何らかの形で関わることとするのかということ、そして、その関わる場合は、どのような関与のあり方が適当かということで、その場合の考え方としまして、国が機関内審査を終えた上で審査を実施する場合、または、第三者の審査機関を別に設置する場合、もう1つのやり方としては、例えば、厚生労働大臣等が意見を述べるといった形でやる場合と、そういった場合が考えられます。また、そうではなく、研究実施のための手続きに、国が関わらないこととするといった選択肢もございます。

この資料の2枚目でございますけれども、別添でございます、以前の委員会のほうで事務局から一度現状の各指針での国の関与のあり方ということで、現状をご説明したときに使用した紙でございますが、このように各指針によって国の関与のあり方というのはそれぞれ違いまして、例えば、国の審査を要するものという整理の中では、ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針、それから、遺伝子治療臨床指針がございます。それから、ここにはございませんが、新しいものとして、ヒト幹細胞を用いる臨床研究指針、これは厚生労働省さんのほうの所管でございますが、そういったものがございます。

それから、国の関与が直接には手続きの中に入らないものとして、機関内における審査のみを要するものとして、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する指針、それから、疫学研究、臨床研究に関する倫理指針、こういったものがございます。これは参考でつけさせていただきます。

それから、全くの参考でございますが、その他の例として、指針以外の形で行われているものとして、ヒトクローンの技術規制に関する法律、それから、今回の生殖補助医療研究に関わりますけれども、産婦人科学会での会告として、登録の手続きがされている例といったものがございます。これは全くの参考でございます。

以上でございます。

【笹月主査】 どうもありがとうございました。

まず総論的に国がどのように関与するかということがひとつ大きなテーマになりますけれども、これは総論を十分議論して、例えば卵の入手方法、あるいは胚の作成、保存、そういうことがきっちり議論された後に、最後にこの国の寄与、どのように関わるかということは議論したいと思っておりますので、そのことを念頭に置いて各論に進みたいと思います。

それでは、続きまして、ヒト受精胚の作成・利用における研究の目的ということについて議論を進めたいと思います。配偶子のみを取り扱うというのはまたちょっと後にしまして、胚の作成、受精胚の作成・利用ということに着目して議論を進めたいと思いますので、これにつきましても、事務局から資料についてご説明をお願いいたします。

【長野安全対策官】 それでは、資料3-2に基づきまして、ご説明申し上げます。

ここの分につきましては、先ほどの少し参照いたしました参考3、以前にお出ししましたたたき台の中での、3ページにあります各論的に検討が必要な事項といったところにまとめられてございます。その部分の、実際にヒト受精胚を作成・利用する部分についてのものがございます。

まず論点としまして、1つ目が、認められる研究の範囲でございますが、範囲を考えるに当たって、本指針の対象とする生殖補助医療研究の定義についてでございますが、その定義を考える場合、どのような定義が考えられるかということで、例えばとしまして、「作成・利用した胚を胎内に戻さないことを前提として行われる生殖補助医療技術の向上に資する研究」といった例示で今お示ししておりますが、こういったこととするのはどうか、または、それ以外の表現の仕方があるか。この場合、「生殖補助医療技術の向上に資する」とは具体的にどのようなものかといったことについてご議論いただきたいと思っております。

それから、実際のその研究の範囲についてでございますが、研究の範囲について具体的に示す必要があるかどうかということでございますけれども、実際の指針を今後ご検討いただいて、そのでき上がった指針を運用していくことを考えますと、私どもとしましては、やはりグレーゾーンというものを可能な限りなくせればというふうに思いますので、可能な限り具体的に何かの形で示していただく必要があるのではないかとお思います。

具体的に示すとする場合、例えばとしまして、厚生労働科学特別研究事業「ヒト胚の研究体制に関する研究」でひとつ研究がされておりますものとして、受精メカニズムに関する研究、胚発生・胚発育に関する研究、着床のメカニズムに関する研究、遺伝子異常発生機序解明に関する研究、胚の保存に関する研究といった形で挙げられておりますが、例えばこういった形ではどうか。その場合、過不足はないかということでございます。ここでの整理でございますが、ほかに考えられるのが、例えば、受精効率を上げる

研究というのものもあるかと思いますが、こういったものはここでは受精メカニズムに関する研究の中で読めるのかということで頭の整理をしておりますが、もしそれに入らないのであれば、別途考える必要があると思っておりますし、また、着床のメカニズムに関する研究につきましては、ここで検討する内容としては胎内に戻さない研究ということでございますので、大方のものは含まれないということになりますけれども、もしも胎外ででき得る研究があるのであれば、この部分に入ってくるということと、それから、さらには着床効率を上げる研究というものがもしできるのであれば、そういったものも含まれ得るのではないかとといったことで具体的な案でございます。

その際に、例えば、具体的な研究テーマでございますけれども、別紙、3枚目でございますが、例えばの例示でございますして、今挙げました5項目につきましてそれぞれ、例えばこういった研究が考えられるのではないかとといったことで例示を出させていただいております。これは厚生労働省さんのほうで中心になってまとめていただいておりますが、これにつきましても、専門の各委員の方からもご検討、ご意見いただければと思っております。

それから、ここまでが具体的にまず示す場合といったときの挙げたものなんですけれども、それを考える際に、それではそのボーダーライン的なところ、研究の範囲に入るのか入らないのかといったボーダーライン的なところをどう考えるかということになってございますが、次のポツになりまして、ヒトの発生に関する基礎的な研究というのは、すべて生殖補助医療技術の向上に資すると考えていいのかどうかということでございまして、このあたりは何らかの線引きをする必要があるのかどうかということでございますが、例えば、生物学的な発生の比較、例えば、マウスとヒトでの発生の比較を行うような研究というのはどうなるのかといったことをここで例示を出してみたいでございます。

それから、もう1つ、これもボーダーライン的なところでございますが、生殖補助医療において、検査目的で胚を作成する場合がもしあるとするならば、それについても、このガイドラインの対象とするのかどうかということで、例えば、受精能力の検査目的で第三者間で胚を作成するといったことが、こういうものは実態としては考えられないといった話もお聞きしたりもしますが、もしそういうことが考えられるのであれば、そして、かつ、新奇性のある技術向上のための研究というものがあるのであれば、そういったことはこの中で検討の対象とするのか、または、しないのかといったことをご議論

いただければと思います。

とりあえず以上でございます。

【笹月主査】 どうもありがとうございます。

研究の範囲、これはまた非常に難しい問題であります。まず最初に、この認められる研究の範囲を、総論的には、ここに例示されておりますように、「生殖補助医療技術の向上に資する研究」というふうなくくりで述べる。それだけでは一体どういうことかよくわからないので、次に、その生殖補助医療技術の向上に資する研究とは一体どのようなものかということで、次のところにここでは5のような形が出てくるであろうと。そして、そのまた範囲について詳細なところが別紙というところに書かれているわけです。ですから、こういう詳細なところを述べる必要があるのか、最初の大まかなくくりだけでいいのか、そこがまず問題になろうかと思いますが、いずれにしましても、まず大枠をくくることは必要ですので、資料3-2の論点の(1)認められる研究の範囲ということで、①に示されるような「生殖補助医療技術の向上に資する研究」という、もちろんその前には「作成・利用した胚を胎内に戻さないことを前提として行われる」という前振りが必要かもしれませんが、こういうくくりでくくり方としてはよろしいかどうかということをもまずご意見を伺えればと思います。

【中辻委員】 幾つか整理するとすると、「生殖補助医療技術の向上に資する」というのは、当然、特別に認める研究としてのことが生殖補助医療技術の向上で、そうなんです。それがどこまで含むかというところはいろんな範囲があり得るわけです。例えば、胚発生の基礎的な研究というのもおそらく含まれることになるんだらうと思いますけれども、それもやはり将来的には——直接は補助医療ではないんだけど——資する基盤的な知識を持っている。

そのことを指摘したいのと、5つの丸に書いてあることに関して、1つは、その後で別枠で、「ヒトの発生に関する基礎的な研究」と書いてあるんですが、ただ、上の丸に「胚発生・胚発育に関する研究」と書いてあって、これが、例えば、14日目の原始線条があらわれるまでの胚発生のことを指しているとするれば、ヒトの発生に関する基礎的な研究というのは、これと同じことを意味するのではないかという気がするということです。

それと、「遺伝子異常発生機序」というのは、少し意味がよくわからないところがあつ

て、遺伝子に異常が起きることなのか、遺伝子発現の異常が起きることなのかというふうなことで、遺伝子の異常だとすると、何かミューテーションが起きるとか、そういうことになると思うので、そこはいずれ意図すべきこととして表現は明確にすべきだと思います。

【笹月主査】　　ちょっと各論に入りますけれども、まず私がお伺いしたかったのは、そのくくり方が、当然と言えば当然なんです、この生殖補助医療技術の向上に資すると認められる研究の範囲ということの大枠で言ったときに、この①のような文言でよろしいかということをお伺いしたかった。それはもう認める研究が、そういうことで、例外的に認めますよという総括したような文言があるので、当然と言えば当然ですが、そこでもう一度、こういう文章でくくっておくのかどうかということです。

【中辻委員】　　それが何を意味するかということによって、実際の範囲が変わってくるということをおし上げたわけですね。

【笹月主査】　　その各論について議論ではなくて。だから、今の最初の前文のくくりはこれでよろしいかということをおし決めていただきたいんです。

【中辻委員】　　ただ、この言葉によって意味することが、ほんとうに生殖補助医療というのを進歩させるところに限定することにも読めるし、それ以外を含む意味にも読めるわけですね。

【笹月主査】　　だから、先生が言われるものもわかりますから、まずこのくくり方がこれでいいか、あるいは、ほかの文言でいきますかということをおし確認を取りたいと思っております。

【加藤委員】　　いいんじゃないですか、これで。

【笹月主査】　　よろしいですか、これで。そうすると、これでくくっておいて……

【加藤委員】　　むしろ、その後で何をルールアウトしなければならないかということをおし明確にして、その時点でこの文言をもう一遍チェックしてみる必要はあるでしょうけれども、当面、スタート時点はこれでいいんだと思います。

【笹月主査】　　わかりました。そうしますと、次に、これでくくっておいて、例示を……

【高木委員】　　すみません。技術という言葉をおしここにに入れていないといけないんでしょう。「生殖補助医療の向上に資する研究」ではどうでしょう。技術というと、すごく限定

されるような気がするので。

【笹月主査】 私もちょっとそういう気はしたんですが、その点も含めていかがですか。技術……「生殖補助医療の向上に資する研究」と。よろしいですか。

【加藤委員】 いや、「医療技術の向上」というほうが、言葉のバランスとしていいんじゃないですか、「医療の向上」というより。

【高木委員】 技術というと、すごく限定……

【加藤委員】 医療を向上させるとか、医療が向上するとかってあんまり言わないから。

【中辻委員】 医療の向上ですと、医療制度の整備で財政的なものをするというのも医療の向上にあたるのではないかと思います。

【石原委員】 ただ、アシステッド・リプロダクティブ・テクノロジーの翻訳としてどの言葉が使われてきたかという歴史的なことによるのではないかと思います。それで生殖補助医療という、技術が抜けているわけですね、ARTの翻訳は。多分それからきているのではないと思うんですが、違いますか、吉村先生。

【吉村委員】 これはもう5年ぐらい前の話なんですけど、厚生省で会議をしたときに、ARTをどう訳そうかといったときに、生殖補助医療と訳そうということになったんです。日本語の訳はまだ決定してはいないんですけど、厚生省主導で生殖補助医療がART、アシステッド・リプロダクティブ・テクノロジーということになった。私もどちらでもいいと思いますけど。

【笹月主査】 生殖補助医療の。例えば、中辻先生がおっしゃった、いわゆるインフラの整備とか、そういうことでも医療は向上しますよというんだけど、しかし、ここではもう卵子、精子、それから受精胚ということが対象ですので、一応生殖補助医療の向上ということにしておいて、これもまた最後に文章化するときにもう一回、何か不都合があれば議論するというにいたしましょう。

では、そういうことにさせていただきます、だから、最初の「作成・利用した胚を胎内に戻さないことを前提として行われる生殖補助医療の向上に資する研究」ということにして、そして、その中身について、これでは範囲がわからないので、少し範囲を示す必要があると。それはそれでよろしいですか。

で、その中身については、ここでは5つのことが書かれており、その5つについて、また別紙のところでも少し詳しく出てくるということではありますが、まず5つの項目――

何も5つに限ることはありませんが、どういうふうにここを規定するかというところで、もしこのほかにこういうことを加えるということがあれば、まずお聞かせいただけますか。

【加藤委員】 この別紙に書いてあるのは詳しすぎるんじゃないですか。

【笹月主査】 ですから、まずこの5つのところを、この項目をこれ以上まだ何かあるかというところをまずここで。

【加藤委員】 これ以上は詳しくしないで、この5つの項目の、そのカテゴリーの枠の中で変更する必要があるらば変更するという……

【笹月主査】 そこを今伺っているわけで、この丸の5つのほかにもっと加えるものがあるかどうか、あるいは、これは削除すべきかという、この5つの項目についてご意見を伺っているんですが。

【鈴木委員】 私は、最初、この5つの項目を読んだときに、今話題になっている、病気のときに、例えば、卵巣なり卵巣切片を保存しておくという話はどこに入るのだろうかと思って読んでいましたら、5番目の胚の保存に関する研究に入るんですね。というふうに分けられているんですね。

【吉村委員】 私がヒト胚の研究のときにやった項目が選ばれているんですが、今ご指摘のように、これには「配偶子・胚」になっているので、そういったときは入れていただくとうわかりやすいかなと思います。

【笹月主査】 はい。

【鈴木委員】 そうですね。ですので、だから、多分、一番最初の定義の話も、「作成・利用した胚を胎内に戻さないことを前提として」といったときに、その前にさかのぼっていくと、じゃあ、切片の凍結の研究というのはどのカテゴリーに入るのかなって、逆にわからなくなってきたというのがありますので、ちょっとこのあたりを明確にしながら、少しお話ししていただければなというふうに思いました。

【笹月主査】 今、吉村先生からご指摘がありましたように、この具体的な例というのは、吉村先生が班長をなさった厚労科研費特別研究事業の中で示されたものでありまして、その中では「配偶子・胚の保存に関する研究」ということで、今おっしゃったことはそれで解決できると思いますので、そのようにお願いしたいということ。

それから、その前に遺伝子異常云々というのについて、中辻先生から先ほどちょっと

疑問が出されました。

【中辻委員】 この遺伝子を削除すればいいんじゃないかという気がします。その遺伝子というのを削除して、異常発生機序解明ということにすると、つまり、正常の発生の仕組みを調べる以外に異常発生の機序ということで、より広くなりますので。

【笹月主査】 その発生というのは。

【中辻委員】 異常が起きる機序。

【笹月主査】 何に異常が起きるといふ……

【中辻委員】 それは胚。

【笹月主査】 胚の発生について。

【中辻委員】 胚に異常ですので、遺伝子も異常かもしれないし、違うことの異常かもしれないけど、それを含めて、異常が起きることの機序。異常発生でいいと思うんですが、発生が胚発生と混乱するのであれば、何か別の言葉を。

【笹月主査】 そうすると、遺伝子のかわりに胚という言葉でいいですか。胚の異常発生ではちょっとおかしいな。

【中辻委員】 これ全体がヒト胚ということ的前提としていけば、異常発生でもいいのかなという気がします。

【吉村委員】 遺伝的異常の発生機序というふうにしたらいかがですか。

【笹月主査】 遺伝的異常。

【吉村委員】 だから、染色体異常、遺伝子発現、その他というような意味で遺伝的異常というふうに私たちはしたんですけれども。中辻先生のおっしゃることのほうが、私は当たっているような感じがします。例えば、形態学的な異常も多分おっしゃっているところですから。

【笹月主査】 胚に異常が発生する、何と言ったらいいですかね。

【石原委員】 胚の発生異常ですか。

【笹月主査】 胚の発生異常。

【安達委員】 そうしますと、2番目にある「胚発生・胚発育に関する研究」と大分オーバーラップすると思うんですが。

【石原委員】 かぶりますね。

【笹月主査】 だから、この異常はもうなくてもいいんですか、そうすると。「胚の発生

・胚の発育に関する研究」というのは、そこはもう正常も異常も含めた意味での……

【中辻委員】　そうですね。ただ、後のほうに内分泌攪乱物質とか、環境ストレスとかという例文が書いてあるので、何か想定されるいろんな影響で異常が起きる部分を研究するというのは、胚発生の研究には普通は含まれないですね。

【笹月主査】　胚の発育……胚の発生・胚の、もう2番でいいんじゃないんですか。この中には正常も異常も含まれるということで。よそから加えた影響も、それはあるかもしれない。放射線の影響もある程度、低線量の放射線の影響というのものもあるかもしれませんが、そういうことも含めた意味で、胚の発生・胚の発育に関する研究と、これが……

【中辻委員】　遺伝子異常も含めてということになりますか。

【笹月主査】　そう、胚の発生ですから、それはすべてが入るでしょう。ですから、この遺伝子異常云々という、この項目を除いて、今のところ4つとなりましたが、そのほか何か加えるべきことがあれば。

【後藤委員】　5番目に胚・配偶子の保存と書いてありますが、配偶子の発育・発生というのがちょっとないのではないかなというふうに思いますが。胚発生・胚発育はありますが、配偶子の発生・発育……

【石原委員】　配偶子形成異常ですか。

【後藤委員】　そうですね。

【笹月主査】　配偶子の発生に関する研究と。

【長野安全対策官】　ここでの研究の範囲を考えるにあたって、事務局の整理としましては、もともと配偶子のみを使った研究というのは対象にしないというふうに考えていまして、ただ、そのときに、おっしゃるような、未成熟なものを成熟化させる、配偶子を成熟化させるといった研究の一連の流れの中で受精のところまでいくというような、胚作成のところまでいくという研究がもしあるのであれば、もちろんそれは項目を入れる形になると思います。整理としましては、胚の作成・利用が含まれる研究の課題として今挙げようとしております。

【笹月主査】　正常な胚をつくるためには、正常な配偶子の発生ということが必要ですので、これはやっぱり今のところに、おっしゃるように、配偶子の発生に関する研究と……のを……。どうぞ。

【町野委員】 今、事務局の方が言われましたとおり、一番最初のスタートは、個体産出を目的としないで、受精胚をつくって、それを死滅する研究の問題です。これに全然何の規制もかけなくていいのかというところから話が始まっております。したがって、配偶子だけを保護するというような考え方は、やっぱりとるべきではないように思いますけれども。

【笹月主査】 しかし、配偶子を対象としたことも規制するわけですね。

【町野委員】 いいえ。

【笹月主査】 いやいや、だって配偶子の……

【町野委員】 そこまでは、少なくとも内閣府の場合の報告書の中にはないわけですね。

【笹月主査】 そうしますと、配偶子の入手方法なんていうようなのは範囲外だとおっしゃっているわけですか。

【町野委員】 はい。受精胚をつくらない以上、範囲外です。

一番最初のところで定義で確認された、「作成・利用した胚を胎内に戻さないことを前提として行われる」ということの意味は、結局、胎内に戻して個体を発生させることを目的としない、つまり、生殖医療、生殖補助医療の目的でなく、受精胚を研究して、結局、それを死滅させる、生命を死滅させる研究が問題なのです。つまり、研究目的で生命を誕生させて、それを死滅させる行為を規制しなければいけない。それは一番最初のところなんですね。それがいつ許されるかというのは、先ほど加藤委員が言われましたが、ルールアウトの問題で、これは全然別の問題なんですよ。それを一緒に議論しているからこういうことになっちゃうということだろうと思います。

【中辻委員】 関連ですけど、私も賛成で、つまり、生命の萌芽をわざわざつくって滅失させる研究というものはおいそれとはしてはいけないから規制をする。おそらくそれは簡単な規制ではないということが予想されるわけですね。そうすると、そのもとだから、配偶子の発生も同じように規制するということになってしまうと思うんです。ですから、配偶子は配偶子として、その生体由来材料を使った研究の一部程度でいいという考えもあり得るわけですね。ですから、町野先生がおっしゃったように、やはり新しい受精胚をつくってまでやる研究に関しては、ここでちゃんと分けましょうということだから、それに関連するものを全部放り込んでしまうと、どれぐらい規制するかという

ことが、いろんな場合を想定しなければいけなくなってしまいます。

【笹月主査】 どうぞ。

【町野委員】 簡単に言いますと、生殖医療、あるいは生殖補助医療全般をまず考えに入れて、そこから胎内に戻さないものだけを除くという発想でやっているということになっちゃうわけですね。やっぱり最初のスタートが問題だったんだろうと思います。今のようなお考えですと、今のように、つまり、生殖補助医療研究が一般的に問題なんだ。そして、ただ胎内に戻すほうについては、これは生殖医療そのものなんだから、これは除こうということでスタート、そういうお考えの方はかなりおいでだろうと思いますけれども、それはそうではないということなんです。

【笹月主査】 では、どういうことなんですか。

【町野委員】 先ほど申しましたとおり、とにかくヒト受精胚をつくって研究する。そして、研究した結果、その受精胚は滅失される。そういう前提で、つまり、死滅することを目的として受精胚をつくるわけですね、研究目的で。それを規制しなければいけないというところからスタートしているわけですから。

【笹月主査】 そうすると、生殖補助医療というところが吹っ飛んでしまっていますよね、それですと、先生のお話ですと。

【町野委員】 はい。このようなヒト受精胚研究は認めないのが原則であるが、生殖補助医療研究のためにそれを使うことが許される場合があるだろうという議論の段階で、それがでてきます。それが、第2の問題はルールアウトの問題なんです、先ほど加藤先生が言われましたけど。一番最初から生殖補助医療ありきで始まった問題ではないです。これは何と連動しているかと言いますと、クローン研究の問題と連動しているわけです。クローンのときも、ヒトの胚をつくって——「受精胚」ではないですが——、それを再生医療の目的で研究するということです。ですから、それが許されるということだとするならば、受精胚をわざわざ研究目的でつくることもやっぱり許されるという前提でなければいけないだろうということになります。生命倫理専門調査会の報告書は、その論理で書かれています。ですから、この委員会のスタートが問題だったのです。生殖補助医療研究一般について、ここで問題にするんだということではないということなんです。

【加藤委員】 町野先生、発言の趣旨がよくわからないんですけど。

【町野委員】 すみません、先生には理解していただけると思ったんですが。

【加藤委員】 つまり、今、この5項目の内容が適切かどうかというのは、最初の文面の「生殖補助医療の向上に資する」というときの、その生殖補助医療の範囲をどのようなものとして決めるかという、そういう議論ですよ。それで、向上という言葉があるときに、いわばこの領域の向上なんですから、そのプロセスもあれば、その目的部分もあるわけで、そこにはいろんな段階が含まれるわけですから、今、町野先生がおっしゃったような議論はともかく棚上げしておいて、ともかく生殖補助医療で大体こういう範囲のものだということを、この5項目で決めればいいんじゃないですか。

【町野委員】 今、配偶子そのものの扱いまで議論するということになりました。それはどの範囲でそれを議論する必要があるのかということになるだろうと思います。そのときに、事務局が言われましたとおり、これは受精胚をつくる目的で配偶子について何かをやるということだから問題なので、配偶子一般の保存とか、そういう研究がここでは対象ではないということをはっきりさせるために、今申し上げたわけです。

【笹月主査】 けども、そうしますと、例えば、卵子をどのように入手するのかとか、それから、ボランティアを認めるのかとか、そういうことは、そうすると、この範囲外だということになりますね、先生のお話だと。

【町野委員】 受精胚をつくる、つくって研究する目的で、卵子の提供、あるいは精子の提供、そういうことを受けるときについては、それは研究の範囲内です。ですから、この書き方と、一番最初のことで、やっぱりまぜ返すのは、元へ戻るといって——また後へ戻るのはいいことだろうと思いますけれども、研究目的で受精胚をつくって、その受精胚を用いて研究する一連のプロセスについての、研究です。

要するに、受精胚を研究するためには受精胚をつくらなければいけない。そこから話が始まっているわけです。そのための手続きには、もちろん当然入ってきます。しかし、受精胚をつくらない目的で入手するのは入らない。それはまた考えなければいけない問題ですけれども、少なくともこの委員会のミッションではないということだろうと思います。

【笹月主査】 いや、けど……

【吉村委員】 先生の今おっしゃったことを、一般的に総合科学技術会議がどういう判断をされたかは、僕らは文面でしか読めないからわからないんです。そうすると、ヒト受精胚の利用に関する研究でいいんじゃないということになってしまうんじゃないです

か。例えば、これは「作成・利用」ということは、作成に関する研究もよろしいですよということですよ。そうなりますと、作成する過程でどういったことが研究としてテーマとして与えられるかということも含まれてもよいのではないかと思います。先生の言うことだと、受精胚をつくって、それを利用する研究ということになりますよね。総合科学技術会議ではそこまで詳しくあまり検討はしていなかったのではないかなど、私は思うんですけども。

【笹月主査】 だから、その作成というときに、しかも、それが生殖補助医療に資する作成ですから、それはやっぱりいい卵でないといけないだろうし、成熟した卵でないといけないだろうし、精子も正常な精子でなければいけないだろうと。そうすると、やっぱり正常な卵子、正常な精子がどうやってつくられて、その結果、生殖補助医療に資するようないい胚ができるのかということがやっぱり対象になると思うんですね。先生は、生殖補助医療最初にありき。だから、生殖補助医療一般のガイドラインをつくらうというのではない。それは確かにそうだと思いますけれども、このヒト胚の作成ということがやっぱり明言されている限りは、その前の配偶子というものは当然対象になってしかるべきだと私は思いますけどね。

【町野委員】 報告書を書いたときの理解はそういうものでなかったということは、私は確信を持って言えます。ですから、ここで皆様が議論されるときには、報告書で要求された以上のことを議論するのだという認識のさでなければいけないだろうと思います。私はそのこと自体を全部反対するつもりはありません。例えば、卵子の保存のやり方とか、やるつもりはありませんけれども、少なくとも要請されたミッションではないということだろうと思います。

先ほどの、「・」の意味ですが、作成と使用とはつながっている趣旨ですね。作成して研究するというつもりです。もちろん報告書は聖書ではございません。言葉はいろいろあんまり考えないで議論したところもあります。そう言うとまた怒られるかもしれませんが。文言にそれほどこだわることではないということは、確かだろうと思います。先ほど申しましたように、クローン研究のほうから全部おりてきている議論です。つまり、胚をつくって死滅させる研究が目的です。そのときに配偶子だけ、卵子だけということで規制するという趣旨はなかったということです。

【笹月主査】 けども、先生のお話は、配偶子の取扱いに関する倫理的なもの、それ

はそういう意味でよくわかりますけれども、しかしながら、ヒトの生殖補助医療に資するということをやっぱり掲げたわけですからね。そうすると、やっぱりその作成ということを行うときには、当然正常な卵子、正常な精子の発生ということは非常に大きな問題なんですよ。だから、この提案は、ですから、それを含めた形で、もしこの時点で許されるなら、つくって、総合科学技術会議とのやっぱりキャッチボールが必要なのではないですか。それは我々の求めたところではないとか、範囲外であるとかいうことを言うのかどうか。

【木下委員】 今の町野先生のお話、極めてロジカルでわかりやすかったと思います。胚の研究に関するガイドラインということですから、例えば、吉村先生いわれた配偶子、あるいは卵の発育の研究に関して、ガイドラインを作成して規制する必要はないのではないのでしょうか。胚に関しては先ほど町野先生いわれたとおりだと思いますので、配偶子という言葉は要らないと思います。

【笹月主査】 どうぞ。

【長野安全対策官】 ちょっと整理をさせていただきたいんですけども、確かに町野委員おっしゃるとおり、まず総合科学技術会議からの意見から始まった検討ということで考えれば、確かにヒト胚の作成・利用ということで、そもそもヒト胚の取扱いに関する基本的考え方ということで出ていますので、ヒト胚の作成・利用ということで、その例外的なものとして生殖補助医療研究があるというところから出発しております。ですから、一番のこの委員会でのミッションは、ヒト胚の作成・利用にかかる部分の研究だからというのは間違いないです。

それ以外に、配偶子そのもの、配偶子単独で行う研究というのをどう考えるかというのは、前々回ぐらいにご議論いただいているかと思うんですけども、その際にお示しました、または、ご検討いただいた中で、要するに、総合科学技術会議で求められているヒト胚作成・利用の研究以外でも、例えば、卵子を入手するということを考えた場合に、ヒト胚作成にも卵子を入手する必要がありますが、卵子単独での研究でも同様に卵子を入手する必要があります。そのときに、そう考えたときに、卵子単独の研究ということは、どういうふうにかの形で考慮すべきこと、または、ルールとして考えなければならぬことというのが倫理的にもあるんじゃないかといった論点をお示して、果たしてそういったところまできちっとここでご議論いただいて、どこまでそのルール

というのを考えるべきかどうかといった論点で出しております。

ですから、そのときのご議論では、配偶子についてもそれなりにご検討いただいたほうが良いというような流れだったようには記憶してございますが、完全には結論は出ていない状態だと思いますので、今回の会議では、まずは総合科学技術会議で求められているヒト胚の作成・利用ということで、そのものについてのご検討をまずはいただければと。こういったところが片づいたところで、もう一度、その配偶子単独の研究というのをどういうふうに考えていくかというのをまたご検討いただくことになるのではないかと思います。

【笹月主査】 この最初のところで、配偶子ということは今回は触れずに、胚のことでいきたいと思いますということで、そういう意味だろうとは思いますが、そうすると、先ほど申しましたような、例えば、卵子の入手の仕方とか、あるいはボランティアを認めるのかとか、そういうことも入らないということになるんですね。

【長野安全対策官】 いえ、卵子の入手については、もちろんヒト胚を作成するための卵子をどう入手するか、また精子を入手するかということでございますので、それは必須になりますので、ヒト胚を作成・利用するためには必須になるということで、それについては必ず検討が必要になります。それは総合科学技術会議の中でも、ヒトの卵子の入手方法についてはこういったものが考えられるということで触れられておりますし、そういった流れになっております。

【笹月主査】 そうすると、そのセンスでいくと、生殖補助医療ということの重みがないので、私にはなかなか受け入れがたいのは、入手の方法が大事であるとするならば、やっぱり正常な、健康な卵をどのように入手するのか、あるいは、卵というものの正常な発生、精子の正常な発生というのはどういうものか、あるいは、卵子を使った研究、精子を使った研究がどのように胚の作成に影響を及ぼすのかというようなことは、やっぱり対象になるんだと思うんですけどもね。

例えば、低線量の放射線を受けた精子が、受精ということにどういう影響を及ぼすのか、その後の、2週間とはいえ、その胚の発生異常の発生にどのような影響を及ぼすのかというのは、やはり私は生殖補助医療とうたったからには対象になるような気がするんですけどね。

【町野委員】 何回も繰り返して申しわけございませんが、これは生殖補助医療研究の